

七戸町東八甲田家族旅行村ゴーカート外 21 台に係る売却処分の実施について

七戸町が所有する動産について、不用品売却処分に係る随意契約（見積合わせ）を実施します。

1 物件

物件番号第 23 号（ゴーカート外 21 台）

2 受付期間

令和 6 年 6 月 5 日（水）から令和 6 年 6 月 18 日（火）まで
午前 8 時 15 分から正午および午後 1 時から午後 5 時まで
（ただし、土曜日・日曜日および祝日を除く）

3 受付場所

上北郡七戸町字荒熊内 67-997 道の駅しちのへ道路観光情報館
七戸町商工観光課

4 参加要件

対象者は町内の事業者または個人。

5 現状確認について

【期 間】 令和 6 年 6 月 5 日（水）から令和 6 年 6 月 14 日（金）まで
午前 10 時から正午および午後 1 時から午後 4 時まで
（ただし、土曜日・日曜日および祝日を除く）

【場 所】 東八甲田家族旅行村 ファミリー広場

【その他】 ①確認を希望される場合は、事前に商工観光課まで連絡をください。

②物件現状有姿で売り払うものであり、損傷や老朽等現状の確認を行った上で
検討してください。

③物件確認は見学のみとなり、試乗はできません。

6 注意事項

ア 見積書に、提出日、住所、代表者職氏名、発行責任者氏名、担当者氏名および電話番号を記入してください。

イ 見積書に、物件ごとの内訳金額と 22 台分の合計金額を記載し、提出してください（見積金額に消費税相当額は含みません。）。

ウ 見積金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とします。

エ 引き渡し場所からの積込み、運搬および取卸に要する費用、スクラップ規格に切断する費用および付属品の処分の費用等を考慮の上、見積もりをしてください。

問合せ先 商工観光課 電話 62-2137